国立大学法人鳴門教育大学役員報酬規程

平成１６年　４　月　１　日
規程第　　８　　号

改正　平成１７年１１月１４日規程第　５４　号
平成１８年　３　月１３日規程第　２０　号
平成１９年　３　月２３日規程第　８　号
平成２１年　５　月２９日規程第　６８　号
平成２１年１１月３０日規程第　７３　号
平成２２年１１月３０日規程第　８６　号
平成２４年　３　月２６日規程第　３５　号
平成２６年１２月　１　日規程第　５８　号
平成２７年　３　月２４日規程第　１３　号
平成２８年　２　月　１　日規程第　３　号
平成２８年　３　月２３日規程第　２３　号
平成２８年１２月　１　日規程第　５６　号
平成３０年　１　月１９日規程第　２　号
平成３０年１２月　７　日規程第　２４　号
令和　元　年１１月２９日規程第１０２号
令和　２　年１１月３０日規程第　４７　号
令和　４　年　３　月２３日規程第　４５　号
令和　４　年１２月　１　日規程第　６８　号
令和　５　年　９　月２９日規程第　２８　号
令和　５　年１２月　１　日規程第　３２　号
令和　７　年　１　月３１日規程第　２　号
令和　８　年　１　月３０日規程第　１　号

（趣旨）

第１条　この規程は，国立大学法人鳴門教育大学の学長，理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬について必要な事項を定める。

（役員の報酬）

第２条　役員の報酬は，常勤の役員については，本給，地域手当，広域異動手当，通勤手当，単身赴任手当（以下「報酬月額」という。）及び期末特別手当とし，非常勤の役員については，非常勤役員手当とする。

（報酬の支給日）

第３条　役員の報酬（期末特別手当を除く。）は，毎月１７日に支給する。ただし，支給日が，日曜日に当たるときは，支給日の前々日（その日が休日に当たるときは，支給日の翌日）に，支給日が土曜日に当たるときは，支給日の前日（その日が休日に当たるときは，支給日の翌日）に支給する。

２　期末特別手当は，６月３０日及び１２月１０日に支給する。ただし，支給日が，日曜

日に当たるときは，支給日の前々日（その日が休日に当たるときは，支給日の翌日）に，支給日が土曜日に当たるときは，支給日の前日（その日が休日に当たるときは，支給日の翌日）に支給する。

（本給）

第４条　常勤役員の本給月額及びそれに対応する職務の区分は，次表のとおりとする。

号給	本給月額（円）	職務の区分
１	５３９，０００	理事及び監事の職務
２	６００，０００	
３	６６３，０００	
４	７３６，０００	
５	１，００６，０００	学長の職務

２　理事及び監事の本給月額は，その者の経歴及び業績等を考慮して，前項に規定する１号給から４号給までのいずれかの号給に学長が決定する。

（地域手当）

第５条　地域手当は，国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（平成１６年規程第１４号。以下「職員給与規程」という。）第１４条第１項及び第２項の規定に基づく職員に対する地域手当の例に準じて，常勤役員に対し支給する。

（広域異動手当）

第５条の２　広域異動手当は，職員給与規程第１４条の２の規定に基づく職員に対する広域異動手当の例に準じて，常勤役員に対し支給する。

（通勤手当）

第６条　通勤手当は，職員給与規程第１６条第１項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

２　通勤手当の月額は，給与規程第１６条第２項に規定する額とする。

３　常勤役員に任命された者のうち，任命の日の前日に職員であった者は，常勤役員として引き続き支給要件が継続しているものとみなす。

４　任期満了後再任された役員は，引き続き支給要件が継続しているものとみなす。

５　前４項に規定するもののほか，通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は，職員給与規程の規定を準用する。

（単身赴任手当）

第７条　単身赴任手当は，職員給与規程第１７条第１項及び第３項に規定する支給要件に該当する常勤役員に支給する。

２　常勤役員に任命された者のうち，任命の日の前日に職員であった者は，常勤役員として引き続き支給要件が継続しているものとみなす。

３　任期満了後再任された役員は，引き続き支給要件が継続しているものとみなす。

４　前３項に規定するもののほか，単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他の単身赴任手当の支給に関し必要な事項は，職員給与規程の規定を準用する。

（期末特別手当）

第８条　期末特別手当は，６月１日及び１２月１日（以下この条においてこれらの日を「基

準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員及びこれらの基準日前１箇月以内に退職し，若しくは解雇され又は死亡した常勤の役員に対して，それぞれ職員給与規程第４条第２項で定める日に支給する。ただし，常勤の役員が国立大学法人職員就業規則第２７条第２号及び第３号に規定する事由及び懲戒により解雇されたときは支給しない。

２　期末特別手当の額は，それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した常勤の役員にあっては，退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計に１００分の２０を乗じて得た額並びに本給月額に１００分の２５を乗じて得た額を基礎として，１００分の１７５を乗じて得た額に，基準日前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて，職員給与規程第２９条の表（３）に定める在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

３　前項の規定による期末特別手当の額は，基準日前６箇月以内の期間におけるその者の業績を勘案し，経営協議会の議を経て，その額の１００分の１０の範囲内でこれを増額し，又は減額することができる。

４　前３項の規定によるもののほか，期末特別手当の一時差止処分その他期末特別手当の支給に関し必要な事項は職員に対する期末手当の例に準ずるものとする。

（非常勤役員手当）

第９条　非常勤役員手当は，第４条第１項及び第２項に定める常勤役員の本給月額を基に，当該非常勤役員の所定の勤務日数に応じて算出する。

（月の中途で就任又は退職した場合の報酬）

第１０条　月の初日以外の日において新たに就任した役員に就任当月分の報酬（通勤手当，単身赴任手当及び期末特別手当を除く。以下この条及び次条において同じ。）を支給する場合は，報酬の日額に月の初日からその者が役員となった日の前日にいたるまでの土曜日，日曜日以外の日の数を乗じて得た額を報酬の月額から控除する。

２　月の末日以外の日において退職した役員に退職当月分の報酬を支給する場合は，報酬の日額に，その者が退職した日の翌日から月の末日に至るまでの土曜日，日曜日以外の日を乗じて得た額を報酬月額から控除する。ただし，死亡した者に対する死亡当月分の報酬は，当月分の報酬月額の全額を支給する。

（報酬の日額）

第１１条　前条に規定する報酬の日額は，報酬の月額を当該月の土曜日，日曜日以外の日で除して得た額とする。

（報酬の支払方法）

第１２条　役員の報酬は，その全額を現金で直接役員に支払うものとする。ただし，法令又は規定に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には，その役員に支払うべき報酬の金額から，その金額を控除して支払うものとする。

２　前項の規定にかかわらず，役員が報酬につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には，その方法によって支払うことができる。

（端数の処理）

第１３条　この規程により計算した金額に 50 銭未満の端数が生じたときは，これを切り捨て，50 銭以上１円未満の端数を生じたときは，これを１円に切り上げるものとする。

（実施に必要な事項）

第１４条　この規程の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規程は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成１７年１２月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２１年６月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２１年１２月１日から施行する。

附　則

１　この規程は，平成２２年１２月１日から施行する。

２　平成２２年１２月に支給する期末特別手当に関する改正後の第８条第２項の適用については，同項中「１００分の１５５」とあるのは「１００分の１５０」とする。

附　則

この規程は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は，平成２６年１２月１日から施行する。

２　平成２６年１２月に支給する期末特別手当に関する改正後の第８条第２項の適用については，同項中「１００分の１６２．５」とあるのは「１００分の１７０」とする。

３　前項に定めるもののほか，この規程の施行に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

１　この規程は，平成２７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　施行日の前日から引き続き役員である者で，その者の受ける本給月額又は非常勤役員手当（以下「本給月額等」という。）が同日において受けていた本給月額等に達しないこととなる者には，本給月額等のほか，その差額に相当する額を本給月額等として支給する。

３　施行日以降に新たに役員となる者について，任用の事情等を考慮して前項の規定による本給月額等を支給される者との権衡上必要があると認められるときは，当該者には，学長の定めるところにより，前項の規定に準じて，本給月額等を支給する。

附　則

１　この規程は，平成２８年２月１日から施行し，平成２７年４月１日から適用する。

２　平成２７年６月に支給する期末特別手当に関する改正後の第８条第２項の適用については，同項中「１００分の１５０」とあるのは「１００分の１４７．５」とし，平成２７年１２月に支給する期末特別手当に関する改正後の第８条第２項の適用については，同項中「１００分の１６５」とあるのは「１００分の１６７．５」とする。

３　改正後の国立大学法人鳴門教育大学役員報酬規程（以下「報酬規程」という。）の規

定を適用する場合においては，改正前の報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は，改正後の報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

4　附則第２項から前項までに定めるもののほか，この規程の施行に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規程は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程は，平成２８年１２月１日から施行し，平成２８年４月１日から適用する。

2　平成２８年６月に支給する期末特別手当に関する改正後の第８条第２項の適用については，同項中「１００分の１５５」とあるのは「１００分の１５０」とし，平成２８年１２月に支給する期末特別手当に関する改正後の第８条第２項の適用については，同項中「１００分の１７０」とあるのは「１００分の１７５」とする。

3　改正後の国立大学法人鳴門教育大学役員報酬規程（以下「報酬規程」という。）の規定を適用する場合においては，改正前の報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は，改正後の報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

4　附則第２項から前項までに定めるもののほか，この規程の施行に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この規程は，平成３０年２月１日から施行し，平成２９年４月１日から適用する。

2　平成２９年６月に支給する期末特別手当に関する改正後の第８条第２項の適用については，同項中「１００分の１５７．５」とあるのは「１００分の１５５」とし，平成２９年１２月に支給する期末特別手当に関する改正後の第８条第２項の適用については，同項中「１００分の１７２．５」とあるのは「１００分の１７５」とする。

3　この規程の改正前の規定に基づいて支給された報酬は，改正後の規定による報酬の内払とみなす。

4　附則第２項から前項までに定めるもののほか，この規程の施行に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この規程は，平成３０年１２月７日から施行し，平成３０年４月１日から適用する。

2　平成３０年６月に支給する期末特別手当に関する改正後の第８条第２項の適用については，同項中「１００分の１６７．５」とあるのは「１００分の１５７．５」とし，平成３０年１２月に支給する期末特別手当に関する改正後の第８条第２項の適用については，同項中「１００分の１６７．５」とあるのは「１００分の１７７．５」とする。

3　改正後の国立大学法人鳴門教育大学役員報酬規程（以下「報酬規程」という。）の規定を適用する場合においては，改正前の報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は，改正後の報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

4　附則第２項から前項までに定めるもののほか，この規程の施行に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この規程は，令和元年１２月１日から施行し，平成３１年４月１日から適用する。

２　令和元年６月に支給する期末特別手当に関する改正後の第８条第２項の適用については，同項中「１００分の１７０」とあるのは「１００分の１６７．５」とし，令和元年１２月に支給する期末特別手当に関する改正後の第８条第２項の適用については，同項中「１００分の１７０」とあるのは「１００分の１７２．５」とする。

３　改正後の国立大学法人鳴門教育大学役員報酬規程（以下「報酬規程」という。）の規定を適用する場合においては，改正前の報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は，改正後の報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

４　附則第２項から前項までに定めるもののほか，この規程の施行に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

１　この規程は，令和２年１２月１日から施行する。

２　令和２年１２月に支給する期末特別手当に関する改正後の第８条第２項の適用については，同項中「１００分の１６７．５」とあるのは「１００分の１６５」とする。

附　則

この規程は，令和４年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は，令和４年１２月１日から施行する。

２　令和４年１２月に支給する期末特別手当に関する改正後の第８条第２項の適用については，同項中「１００分の１６５」とあるのは「１００分の１６７．５」とする。

附　則

この規程は，令和５年１０月１日から施行する。

附　則

１　この規程は，令和５年１２月１日（以下「施行日」という。）から施行し，施行日にこの規程の適用を受ける者について，令和５年４月１日から適用する。

２　令和５年６月に支給する期末特別手当に関する改正後の第８条第２項の適用については，同項中「１００分の１７０」とあるのは「１００分の１６５」とし，令和５年１２月に支給する期末特別手当に関する改正後の第８条第２項の適用については，同項中「１００分の１７０」とあるのは「１００分の１７５」とする。

３　改正後の国立大学法人鳴門教育大学役員報酬規程（以下「報酬規程」という。）の規定を適用する場合においては，改正前の報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は，改正後の報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

４　附則第２項から前項までに定めるもののほか，この規程の施行に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

１　この規程は，令和７年１月３１日（以下「施行日」という。）から施行し，施行日にこの規程の適用を受ける者について，令和６年４月１日から適用する。

２　令和６年６月に支給する期末特別手当に関する改正後の第８条第２項の適用については，同項中「１００分の１７２．５」とあるのは「１００分の１７０」とし，令和６年１２月に支給する期末特別手当に関する改正後の第８条第２項の適用については，同項中「１００分の１７２．５」とあるのは「１００分の１７５」とする。

3　改正後の国立大学法人鳴門教育大学役員報酬規程（以下「報酬規程」という。）の規定を適用する場合においては，改正前の報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は，改正後の報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

4　附則第２項から前項までに定めるもののほか，この規程の施行に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この規程は，令和８年１月３０日（以下「施行日」という。）から施行し，施行日にこの規程の適用を受ける者について，令和７年４月１日から適用する。

2　令和７年６月に支給する期末特別手当に関する改正後の第８条第２項の適用については，同項中「１００分の１７５」とあるのは「１００分の１７２．５」とし，令和７年１２月に支給する期末特別手当に関する改正後の第８条第２項の適用については，同項中「１００分の１７５」とあるのは「１００分の１７７．５」とする。

3　改正後の国立大学法人鳴門教育大学役員報酬規程（以下「報酬規程」という。）の規定を適用する場合においては，改正前の報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は，改正後の報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

4　附則第２項から前項までに定めるもののほか，この規程の施行に関し必要な事項は，別に定める。